

不服申立書

平成25年12月29日付け創価学会東京都審査会による除名処分決定に対し、不服がありますので、貴会に対し、不服申立致します。

申立理由は、1 創価学会東京都審査会から申立人の書面に対する回答がなく、特に本件審査手続や除名処分の根拠規定が全く明らかにされておらず手続きの公正・公平さを著しく欠くこと、2 処分申請者の「申請の理由」が全く事実と反する点は、前回の書面でも回答済みであるにもかかわらず、事実関係の調査が行われていないこと、3 本件除名処分決定通知書（以下、本件通知書という）記載の除名理由が全くの事実誤認であること、4 年末年始をはさんでいるため不服申立期間が不十分であり手続保障が全く担保されていないこと、5 弁護士を選任を一方的に排除した本件手続は無効であること等です。

以下、上記1乃至3について補充します。

1 について。

東京都審査会からの12月13日付「通知書」には「下記日時に出頭することができな

い場合には、貴殿の主張を記載した書面を下記期日までに当審査会に到達するよう提出してください」とありました。

申立人は、申立人代理人弁護士を通じて、期日である12月21日までに申立人の主張を述べた書面を東京都審査会に提出し回答を待っていたところ、東京都審査会より「代理人選任は認めない」旨のみの回答があり、申立人が提出した書面も返送された経緯があります。そこで、申立人本人は12月25日、弁護人の選任を認めない取り扱いには異議を述べ争う旨の留保をつけて、再度東京都審査会に対し、回答書を提出しました。

ところが、東京都審査会からは何ひとつ回答がなく、申立人が上記回答書を提出して僅か4日後、書面到着からは僅か3日後に突然本件通知書の処分決定が下されました。3日間で本件除名理由にかかるとは到底考えられませんので、貴会に対しては慎重な調査を求めます。

特に、申立人が求めた「処分申請者はだれか」「根拠規定は何か」等が全く不明のままであり、公平・公正な審査が行われているとは到底言えません。

2 について。



本件通知書の処分理由の一つは、申立人が「創価学会幹部を『悪の三位一体』と呼ぶなどして誹謗中傷し、さらに『八重の相對』なる論を展開して、創価学会幹部への誹謗中傷行為を正当化しようとするなどしている」というものですが、これについては、前回の書面で、学会幹部を誹謗中傷する意図もなければ、幹部批判行為は行っていないため正当化する必要もないことを既に回答済みです。

また「八重の相對」は戸田会長の佐渡御書講義、池田名誉会長の本部幹部会での指導、現最高幹部の会合での指導、小説「人間革命」第10巻などに基づき、整理した学会の正統の思想であることも回答済みです。

この「八重の相對」および「悪の三位一体」については、必要であればいつでも説明いたします。

3 について。

本件通知書の処分理由のもう一つは、申立人が「平成20年5月ころからメーリングリスト『裏—oni—倶楽部』等を利用し、また勉強会やオフ会と称する会合を頻繁に開催するなどして、創価学会の承認を得ることなく、自らを中心とする多数の創価学会員で構成されたグループを形成し、主導している」



というものですが、これは全くの事実誤認であり、除名理由に当たらないことは明らかです。慎重に調査されたい。

そもそも、「裏 — o n i — 倶楽部」等のメーリングリストの設立提唱者は申立人ではありません。申立人が中心でもなければ、主導しているわけでもありません。

前回の書面でも述べた通り、これらメーリングリストやツイッター、勉強会やオフ会は「独立した個人の信仰者が池田名誉会長の指導に基づき信心を深めるため情報や意見を交換する場として、それぞれ発足」したものであり、「宗門情報（例えば日精問題、血脈相承の問題、本門戒壇本尊の真偽問題、大石寺教学と日寛教学の違いなど）に始まり、そのほか真偽未定の情報や意見を披瀝し合い、検討し合ってきた」ものです。

このような情報や意見の交換は思想信条・表現の自由として、憲法で保障されている人間の基本的人権です。

除名処分は、会員の地位を失わせる最も厳しい処分です。公平・公正な審理が行われない場合、申立人としては司法の場で争わざるを得ませんので貴会に対し、慎重な審査を求めます。



平成 26 年 1 月 5 日

東京都八王子市

申立人 波田地 克利



東京都新宿区信濃町 3 2 番地

創価学会本部内

創価学会監正審査会

審査員長 殿



この郵便物は平成 26 年 1 月 5 日

第 93565 号書留内容証明郵便物
として差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社

